

「外国人の雇入れと離職の際の留意点」

新潟労働局職業安定部職業安定課
令和8年6月30日（火）

はじめに

毎週水曜日の外国人相談コーナー（13:30～16:00）

- 新潟ハローワーク1階・一番奥の外国人窓口での対応。
- 仕事探しの留学生、主婦、多種多様なビザを持つ外国人の就職相談。

企業訪問（新潟県全域）

- 目的は「調査や監査」ではなく、現場の「生の声（良い経験・苦情）」の聞き取り。
- 経営主の皆様と伴走し、共に解決策を探る。



ハローワーク窓口を持ち込まれる 「生々しい相談事例」

◆ 求職者（外国人側）からの相談

- 来日直後の国際結婚の奥様のパート探し
- 留学生の就職活動
- 特定技能外国人の転職相談……

◆ 雇用主（企業側）からの切実な相談

- 「素行の悪い技能実習生や特定技能外国人をどのように指導し、解雇すればよいか？」
- 現場の人間関係や手続きの壁に関する相談……

外国人雇入れ前の確認事項①

▶ 在留資格の確認（最重要）

外国人を採用する前に、まず必ず確認していただきたいことがあります。それは「在留資格」の確認です。

外国人が日本に滞在するためには、出入国在留管理庁が定める在留資格が必要です。そして、すべての在留資格が就労を認めているわけではありません。在留資格によって、就労できる業務の範囲が異なります。

▶ 在留カードを必ず原本で確認

確認方法は、「在留カード」の原本を直接見ることです。コピーや写真ではなく、必ず原本を手にとって確認してください。

確認すべき項目は次の3点です。

- ✓ 在留資格の種類（例：技術・人文知識・国際業務、特定技能、永住者等）
- ✓ 在留期間（有効期限）→ 期限切れは雇用できません
- ✓ 就労制限の有無欄 → 「就労不可」と記載があれば採用不可

在留カードのコピーは保管しておくことをお勧めします。後のトラブル防止になります。

外国人雇入れ前の確認事項②

▶ 主な就労可能な在留資格

資格によって仕事の範囲が異なりますので、採用予定の業務と在留資格が合致しているか確認が必要です。

- 技術・人文知識・国際業務：IT・エンジニア・通訳・貿易・企画業務など
- 特定技能（1号・2号）：介護・外食・建設・農業など14分野
- 技能実習：実習計画に定められた業務のみ
- 永住者・定住者・日本人の配偶者等：職種の制限なし
- 留学生：資格外活動許可取得が必要。原則週28時間以内

「仕事さえしてくれればいい」と思って雇用すると、後から法違反が発覚することがあります。必ず事前に確認してください。

雇入れ時の手続き①

▶ 外国人雇用状況の届出（義務）

外国人を採用したら、「労働施策総合推進法」（旧・雇用対策法）第28条に基づき、ハローワークへの届出が義務付けられています。

これは日本人雇用にはない、外国人特有の義務です。

届出期限	①雇用保険の被保険者：雇入れ日の翌月10日まで ②雇用保険の被保険者でない：翌月の末日まで
届出方法	①雇用保険の被保険者：資格取得届に在留カード番号等を記入して兼用届出 ②雇用保険の被保険者でない：「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」を提出
罰則	届出を怠った場合、虚偽の届出をした場合 → 30万円以下の罰金

届出事項は、氏名・在留資格・在留期間・生年月日・性別・国籍・在留カード番号などです。

雇用保険の被保険者である外国人については、通常の雇用保険の資格取得届と兼用できますので、特別な書類を別途用意する必要はありません。

雇入れ時の手続き②

▶ 労働条件の明示

労働基準法に基づき、雇入れ時には書面で労働条件を明示する義務があります。これは日本人と同様です。

外国人の場合はさらに、本人が理解できる言語で説明することが望ましいとされています。

明示する主な事項：

- 労働契約の期間
- 就業場所・業務内容
- 始業・終業時刻、休憩、休日
- 賃金（計算方法・支払方法・支払日）
- 退職に関する事項

雇入れ時の手続き③

▶ 雇用保険・社会保険の加入

外国人であっても、要件を満たせば各種保険への加入義務があります。

- 雇用保険：週所定労働時間20時間以上 かつ 31日以上の雇用見込みがある場合に加入義務
- 社会保険（健康保険・厚生年金）：法人または常時5人以上の個人事業所に勤務し、要件を満たす場合に加入義務
- 労災保険：すべての労働者に適用されます。

雇用期間中の注意事項

▶ 在留期間の定期確認

外国人を雇用している間も、在留期間に注意が必要です。在留期間が切れた状態で就労させてしまうと、事業主も不法就労助長罪に問われる可能性があります。

少なくとも年1回、または更新時期が近づいたら在留カードを確認し、必要に応じて更新をサポートしてあげましょう。

更新手続き自体は外国人本人が行いますが、会社として在職証明書などの必要書類をスムーズに準備してあげることが、外国人労働者との信頼関係にもつながります。

▶ 不法就労の防止と罰則

不法就労とは、次のいずれかに当たる状態で就労させることです。

在留資格を持たない外国人を就労させる

就労が認められていない在留資格（短期滞在・観光等）の外国人を就労させる

在留資格で許可された活動の範囲を超えて就労させる（例：留学生を週28時間超で勤務させる）

**不法就労助長罪
(知りながら就労させた場合)**

3年以下の拘禁刑 または 300万円以下の罰金

「知らなかった」場合でも、在留カードの確認を怠ったなどの過失があれば問題になることがあります。採用時の確認は必ず行ってください。

離職時の手続き①

▶ 外国人雇用状況の届出（離職時）

外国人が退職・離職した場合も、雇入れ時と同様にハローワークへの届出が義務です。離職の翌日から10日以内（被保険者でない場合は翌月の末日まで）に届け出てください。

- 雇用保険の被保険者の場合：雇用保険の資格喪失届と兼用
- 雇用保険の被保険者でない場合：「外国人雇用状況届出書（様式第3号）」を提出

離職時の届出も怠ると、30万円以下の罰金の対象となります。雇入れ時と離職時、両方の届出を忘れずに行ってください。

▶ 雇用保険の手続き

雇用保険の被保険者であった外国人が離職した場合は、日本人と同様に資格喪失届を提出します。離職票が必要な方には交付してあげましょう。

失業給付（基本手当）の受給については、次の点に注意してください。

- 在留期間内に再就職予定の外国人：日本人と同様に失業給付を受給できます
- 帰国を予定している外国人：受給できないことがあります（要確認）

離職時の手続き②

▶ 離職後の在留資格について（本人への案内）

特に「技術・人文知識・国際業務」などの就労ビザで働いていた外国人が離職した場合は、次の点をご案内ください。

- 在留期間が残っていても、離職後は就労活動に制限がかかることがある
- 失業・転職などで活動内容が変わった場合、出入国在留管理庁への届出が必要（本人が行う）
- 早めに再就職先を探すことが重要

ハローワークでは、外国人本人に対する就職支援も行っています。困っている外国人の方がいれば、ハローワークへの来所を勧めてあげてください。

外国人労働者現場でよくある 「3大トラブル」と解決方法

- ◆ 【業務・指導】 「自分だけ差別されている」という誤解
 - 解決法：感情的な叱責を避け、写真・イラストを使い「何がダメで、どうしてほしいか」を視覚的に伝える。
- ◆ 【生活・住居】 近隣住民からの苦情と寮の衛生問題
 - 解決法：母国語のごみ出しガイドの配布に加え、定期的に会社側が寮を訪問し、一緒に清掃指導を行う。
- ◆ 【労務手続き】 「聞いていた条件と違う」という不満
 - 解決法：雇用条件書は母国語や「やさしい日本語」で書面交付し、入国前に「手取り額」を納得するまで説明。



東南アジア出身者の「性格の特徴」と向き合い方

◆ プライドを傷つけない指導（ベトナム・インドネシア等）

- 人前で叱責されることを極端に嫌い、強く怒られると心を閉ざす、または分かっているにもかかわらず「はい」と言ってしまう傾向。
- 対策：注意する時は個室や一对一の空間を選び、まずは相手の言い分を聞く。

◆ 「家族」や「つながり」を最優先にする文化

- めったには無いが、家族の体調不良や冠婚葬祭の際、仕事を休んででも駆けつけたい、仕送りのために稼ぎたいという思いが強い。
- 対策：有給休暇をまとめて長期休暇（帰国用）として取得させる配慮が、最大の定着率向上に繋がる。



知っておきたい「宗教問題（主にイスラム教）」への配慮

- ◆ 食事（ハラール）：豚肉やアルコール（みりん・料理酒含む）の摂取禁止。社食や弁当の原材料をイラストで明示する。
- ◆ 礼拝：1日5回、1回10～15分。会議室の一角にカーテンを引き「小さな礼拝スペース」として開放する。
- ◆ ラマダン（断食月）：約1ヶ月間、日中の飲食断ちによる体力低下。朝礼時の体調確認や、一時的な軽作業への配置転換。
- ◆ 社内調整：日本人社員に「特別扱いではなく多様性の尊重」として事前に説明し、不公平感を生まないルールを作る。

アドバイザーが現場で必ず行う 「6つの重要指導・助言」

防災・安全教育：火災事故防止（冬場の暖房器具）と災害時の避難訓練。

生活指導：地域社会に溶け込むための「ごみ出しルール」の徹底。

メンタルヘルス：孤独感やストレスに対する継続的な声かけ。

緊急時体制：病気・事故・労災発生時の連絡・受診体制の構築。

コンプライアンス：在留期限の徹底管理、資格外活動（週28時間以内）の厳守。

防犯啓発：海外送金時における詐欺被害防止策の周知。

まとめ：外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

雇用保険の被保険者となる外国人の場合

・届出方法

「雇用保険被保険者資格取得(または喪失)届」により届出

・期限

雇用時：雇入れた日の翌月10日まで

離職時：退職した日の翌日から10日以内

雇用保険の被保険者とならない外国人の場合

・届出方法

「外国人雇用状況届出書」により届出

・期限

雇用時：雇入れた日の翌月の末日まで

離職時：離職した日の翌月の末日まで

雇用中

在留期間を定期的に確認・更新のサポート

在留資格の範囲を超えた就労をさせない（不法就労助長罪）

結び ～正しい雇用を徹底し、 共に新潟を支える仲間へ～

外国人労働者は「一時的な労働力」ではなく、
新潟の産業を支える「大切なパートナー」。

良い経験を他社へ共有し、地域全体で受け入れ
基盤を強くする。

「これからも皆様の企業の力になります。ど
うぞよろしく願いいたします。」